

表1 管理業者へ委託が必要なときと不要なときの 카테고리

類型	ルールの内容
<p>A. ご自宅で1日を過ごす時間が多い方</p> <p>①旅行者を宿泊させる間不在とならない、かつ、②宿泊に使う部屋が5部屋以下（法第11条第1項第1号・第2号）</p> <p>※「日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在」は可能（施行規則第9条第3項）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>住宅宿泊管理業者への委託はいらない。</u> • ①届出番号、②届出年月日を標識に掲示（施行規則第4号様式、下の図を見てください）。 • <u>50㎡以下の場合、非常用照明器具の設置・避難経路の表示が不要。</u>
<p>B. ご自宅で住宅宿泊事業を行うが、外出が多かったり、旅行者が泊まる部屋が離れている方</p> <p>①自宅と旅行者を泊める部屋が、同じ建物内・敷地内（または隣接）、かつ、②宿泊に使う部屋が5部屋以下（法第11条第1項第2号括弧書き）</p> <p>例1：アパート・マンションで自分が101号室に住み、102号室に旅行者を泊める</p> <p>例2：自分が母屋に住み、離れに旅行者を泊める</p> <p>例3：自宅に旅行者を泊めるが、ほとんど自宅にいない</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>住宅宿泊管理業者への委託はいらない。</u> • ①届出番号、②届出年月日、③住宅宿泊事業者の<u>緊急連絡先を標識に掲示</u>（施行規則第5号様式、下の図を見てください）。 • <u>非常用照明器具、自動火災報知設備等の設置が必要。</u>
<p>C. 不動産会社など、自分が管理業者になれる方</p> <p>例：自分が不動産会社を経営していて、住宅宿泊管理業の要件を満たす人（不動産取引の事業経験2年以上、宅地建物取引業者など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>住宅宿泊管理業者への委託はいらない。</u> • ①届出番号、②届出年月日、③住宅宿泊管理業者の登録番号、④住宅宿泊管理業者の緊急連絡先を標識に掲示（施行規則第6号様式、下の図を見てください）。 • <u>非常用照明器具、自動火災報知設備等の設置が必要。</u>
<p>D. 自宅以外で住宅宿泊事業を行う方（A～C以外）</p> <p>例：所有している空き物件に旅行者を泊める</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>住宅宿泊管理業者への委託が必要。</u> • ①届出番号、②届出年月日、③住宅宿泊管理業者の登録番号、④住宅宿泊管理業者の緊急連絡先を標識に掲示（施行規則第6号様式、下の図を見てください）。 • <u>非常用照明器具、自動火災報知設備等の設置が必要。</u>